

税

の申告準備は

お早めに！

税の申告受付が始まります。期限間近になると申告会場は非常に混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。
また、期限内に申告及び納税を行わなかつたとき、加算税や延滞税を納めることになりますので、必ず期限内に申告と納税を行いましょう。

申告の期間 (南幌町役場)

確定申告

2月7日(木)～3月15日(金) … (還付)
2月18日(月)～3月15日(金) … (納付)

町民税・道民税申告

2月7日(木)～3月15日(金)

- ・定められた団体に2千円
- 【寄付をした方】
 - ・与を受けた方
- 扶養控除や社会保険料控除を変更する方、医療費控除を受ける方（入院・通院で医療費がかさんだ方など）
- ・給与所得者で、給与以外に20万円を超える所得がある方
- ・平成30年中の給与収入が2千万円を超える方
- ・2ヵ所以上の会社から給与を受けた方

◎確定申告が必要な方 【給与収入のある方】

- ・給与収入で所得税が差し引かれているが、年末調整が済んでいない方（アルバイト、年度途中退職者等）

【公的年金収入のある方】 【公的年金収入がある方】

- ・公的年金収入が合計400万円を超える方

- ・公的年金収入は合計400万円以下だが、公的年金以外に20万円を超える所得がある方

- ・公的年金収入が合計400万円以下で20万円以下の公的年金以外の所得がある方

- ・給与所得者で給与以外に20万円以下の所得がある方

- ・所得税はかからないが事業所得や不動産所得がある方

- ・所得税の還付を受ける方

- ①株式などの譲渡損失をする方は必要となります。

- ②岩見沢税務署では、町・道民税申告は受け付けていません。

あなたは申告が必要？

- ・を超える寄付をして、寄付金控除を受ける方

- ※6ヵ所以上の自治体にふるさと納税をした方

- ※5ヵ所以内の自治体にふるさと納税をした場合で、ワントップ特例制度を利用しない方

- ・公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容（扶養、障害者、社会保険料、生命保険料、医療費等）の変更や追加を行う方（控除の追加により住民税が減額になる場合があります）

- ・公的年金収入が合計400万円を超える方

- ・公的年金収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の方は、確定申告の必要はありませんが、次に該当する方は必要となります。

- ・所得税はかからないが事業所得や不動産所得がある方

- ・所得税の還付を受ける方

- ①株式などの譲渡損失をする方は必要となります。

- ②岩見沢税務署では、町・道民税申告は受け付けていません。

◎町・道民税申告が必要な方 【公的年金収入がある方】

- ・印鑑（シャチハタ不可）

- ・平成30年中の収入がわかるもの（源泉徴収票等）

- ・マイナンバーカード（マイナンバーカードを取得していない場合は、通知カードと運転免許証などの身分証明書）

■南幌町役場（1階）

●受付会場と日程

●確定申告

■岩見沢税務署

期間 2月18日～3月15日

時間 9時～16時

■南幌町役場（1階）

時間 上記のとおり



●対象者別

■還付金が発生する方

・申告者名義の口座番号がわかるもの

高額医療費支給決定通知書が必要です。

■社会保険料控除を受ける方

・健康保険、国民年金、介護保険などの領収書や証明書

■生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方

・各保険料控除証明書

■障害者控除を受ける方

・障害者手帳等（コピー可）

■配偶者（特別）控除を受ける方

・配偶者の収入がわかるもの

■医療費控除を受ける方

・医療費控除の明細書（税務課窓口に備えています。またホームページからダウンロードできます。）

※領収書のみを用いて事前に明細書を作成した場合は申告時の領収書添付は不要です。

※医療費通知書をもとに明細書を作成した場合は次の①～⑥が記載された通知書の添付が必要です。

①被保険者などの氏名②療養を受けた年月③療養を受けた病院などの名称④療養を受けた病院が支払った医療費の額⑤保険者などの名称

※医療費控除明細書を事前に作成できない方は窓口で作成することができます。その場合、医療費通知と各領収書

2/23 税の無料申告相談会を開催します

北海道税理士会岩見沢支部主催の「税の無料申告相談会」を開催します。

相談会では、申告書作成のアドバイスのほか、税に関する相談にお応えします。土地、建物及び株式など の譲渡所得のあつた方や申告内容が複雑な方は、ぜひお越しください。



申告書の作成は便利なホームページで

国税庁のホームページ内で所得税などの申告書を作成できます。税務署や役場に出向かずに作成できますので、ぜひご活用ください。

・画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成できます。

作成した申告書等は、印刷して添付書類と一緒に税務署へ郵送等により提出することができます。

また、事前に税務署でID・パスワードを取得することでスマートフォンや自宅のパソコンからe-Tax（国税電子申告・納税システム）で送信する

ことができます。

明細書を作成した場合は申告時の領収書添付は不要です。

※医療費通知書をもとに明細書を作成した場合は次の①～⑥が記載された通知書の添付が必要です。

①被保険者などの氏名②療養を受けた年月③療養を受けた病院などの名称④療養を受けた病院が支払った医療費の額⑤保険者などの名称

※医療費控除明細書を事前に作成できない方は窓口で作成することができます。その場合、医療費通知と各領収書

◎国税庁ホームページ

http://www.k
eisan.nta.go
.jp



◎e-Taxシステムサイト

http://www.e
-tax.nta.go
.jp



■日時	■場所
2月23日(土)	■岩見沢会場
10時～15時	市民会館「まなみーる」 (岩見沢市9条西4丁目1番地1)
10時～12時30分	■夕張会場 （夕張市日吉16番地4） 「レインボーヒルズ」 軽費老人ホームケアハウス

▼給与支払報告書

事業主や青色申告をしている人で、従業員（パート・アルバイト・専従者・退職者を含む）に給与や賃金を支払った方は、平成30年に支払った分の「給与支払報告書」を提出してください。

▼償却資産申告書

町内で農業を営む法人や個人事業主の方で、事業のために用いる償却資産をお持ちの方は、1月1日現在の所有状況を記載した「償却資産申告書」を提出してください。

給与支払報告書 償却資産申告書

事業主の皆さん提出をお忘れなく

「給与支払報告書」「償却資産申告書」は、いずれも1月末が提出期限です。提出されていない方は、速やかに役場税務課までご提出ください。